

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号 (食事)</p> <p>第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第69号 (食事)</p> <p>第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p>